

監査委員告示第5号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、次のように公表します。

令和7年8月28日

和光市監査委員 山 田 史 明

和光市監査委員 内 山 恵 子

記

第1 請求人 106名
(略)

第2 請求年月日
令和7年7月8日受付

第3 請求の要旨（原文のとおり）

和光市議会前議長が2025年4月9日に埼玉縣護国神社例大祭に公務として参列し、公用車を使用した行為は正すべき事があるが、市長が違法な財務行為を行ったので公金支出の請求をします。

監査請求の趣旨

- 1 前議長の例大祭参列及び公用車使用に係る公金支出が、日本国憲法第20条第3項（政教分離原則）、第89条（公金の宗教目的支出禁止）、地方自治法第232条の2（公金の公益目的限定）に違反し、違法かつ不当であることの認定。
- 2 上記公金支出（公用車使用費用）の返還請求。
- 3 以下の是正措置を和光市議会に勧告
 - ・宗教施設関連公務のガイドライン策定。
 - ・公用車使用の透明性向上（運行記録の公開）。
 - ・本件の政教分離原則適合性について、議会による検証の実施。

第4 監査委員の判断

- 1 主文

本件請求は、これを却下する。

2 理由

地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関若しくは職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき又は違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実等があると認めるときに、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補てんの措置等を請求できるものである。

本件請求は、安保友博前議長（以下「前議長」という。）が、議長職にあった令和7年4月の公務において埼玉縣護国神社例大祭（以下「例大祭」という。）に出席した際に、公用車による送迎を受けたことは、違法かつ不当な支出であるとして、和光市（以下「市」という。）に対して、前議長に、公用車による送迎に係る公費の返還を求めるものであると解される。

請求人は、例大祭参列及び公用車使用に係る公金支出が、日本国憲法第20条第3項(政教分離原則)、第89条(公金の宗教目的支出禁止)、地方自治法第232条の2(公金の公益目的限定)に違反し、違法かつ不当であると主張する。

しかしながら、提出された事実証明書では、請求人から係る公金支出等の財務会計上の行為における違法・不当については摘示されていない。

公費を支出する原因となる行政行為には様々なものがあるが、その原因となる行政行為のすべてを住民監査請求の対象とするとなると、その対象は広大かつ多様な行政行為一般となり、財務会計上の行為として地方自治法で定めている住民監査請求制度の趣旨から逸脱するものである。

本件請求は、公用車使用に係る公費支出において、違法・不当な財務会計上の行為があるという指摘ではなく、例大祭に公務として参列し、公用車を使用した行為そのものを違法かつ不当であると主張していることから、財務会計上の違法・不当な行為を対象とする住民監査請求の対象とはならない。

このことから、本件請求は、住民監査請求の要件をすべて満たしているとはいえない。

3 結論

以上のとおり、本件請求は、地方自治法第242条の要件を満たしておらず、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。